

景観のあるまち

あなたのまちの景観をつくりませんか？

景観のある
まちづくりとは

良好な景観のあるまちの実現のためには、住民、事業者、行政が協働し、各々が良好な景観形成のために、できることを行っていくことが大切です。

1

人々の暮らしと調和した、
暮らしやすいまちをつくること

景観のあるまちをつくることとは、私たちが日々の生活を過ごす場所として親しみのある快適な生活空間にすることです。

2

地域らしさを認識し、守ること

昔ながらの景観や緑豊かな自然の景観、落ち着いた住宅地などの景観は、その地域に住む人々の営みの積み重ねにより育まれてきたものです。このような地域の特性を再認識し、地域の愛着と誇りを守っていくことが大切です。

3

住民・事業者・行政が協働して取り組むこと

景観を守り、つくり、育てていくうえで、地域の主体である住民の方の意見を反映していくことが大切です。

4

時間をかけて形成すること

景観は短期間では形成されません。良好な景観を守り、時間をかけてつくり、育て、次世代に伝え残していくことが大切です。

現在、町では住みやすい生活環境や自然を残していくための景観計画の策定を進めています。

計画の策定をするために、地域の皆様のご意見を聞きながらワークショップを開催し、計画の策定を行っていきます。

皆さんの参加をお待ちしています。

今後のスケジュール

平成25年度

住民主体のワークショップ
(体験型意見交換会など)
→住民の皆さんの意見を集約

平成26年度

専門家を含めて、建築物の
規制などについて議論

景観計画を策定



！もえるごみは— 収集日の当日に 出してください！



最近、もえるごみについての苦情が増えています。一部の方が収集日の前日にごみを出すため、カラスや猫などにごみが荒らされています。ごみ収集場所付近が大変不衛生になり、周囲の住民の方が迷惑しています。もえるごみは必ず収集日の当日の朝8時までに出してください。

また、一度に多量のごみを出されると、ほかの方がごみを出す場所がなくなるため、ご自身で直接クリーンセンターに運んでください。ご協力よろしくをお願いします。

●問い合わせ 環境課 内線284

！農薬を— 使用するときには注意を！

※農薬には、病害虫の防除を目的に散布するもののほかに、雑草対策で使用する除草剤も含まれます。

農薬は、飛散することで人などに危害を及ぼす恐れがあります。

人への健康被害が生じないよう住宅地やその近接地域では、まず農薬を使用しない方法を考えましょう。やむを得ず使用する場合は、次のことに注意し、農薬の飛散防止に最大限の配慮をしましょう。

- ①風がない時間帯を選び、必要最小限の散布区域にとどめましょう。
- ②事前に周囲の住民に実施日時、農薬の種類などを十分周知したり、散布時・散布後は看板を設置し、散布区域に人が入らないようにしましょう。
- ③農薬のラベルに記載された使用方法や使用上の注意事項を必ず守りましょう。

●問い合わせ

- ・農業振興課 内線343
- ・環境課 内線282

東浦町の残していきたい
景観について考えてみませんか

参加者募集 景観計画策定の ワークショップ

皆さんの参加をお待ちしています

●とき・内容

	とき	内容
第1回	8月23日(金) 午後1時～	景観計画の概要・目的、事例紹介、事例視察、スケジュールの説明
第2回	9月14日(土) 午前10時～	まちあるきによる景観資源の点検、まちあるきを踏まえた住民の意見の集約
第3回	10月5日(土) 午前10時～	景観資源マップの作成
第4回	10月26日(土) 午前10時～	景観資源マップの完成
第5回	11月30日(土) 午前10時～	景観形成の方針の検討

1回2時間
程度です

※開催日程は、都合により変更する場合があります。

●ところ 役場

●募集人員 各地区2名程度 計12名

※定員を超えた場合は選考

●応募資格

- ・町内在住で18才以上の方
- ・全日程のワークショップに参加できる方

●参加費 無料

●申し込み

7月16日(火)までに申込書を郵送、ファックス、メール、あいち電子申請または直接問い合わせ先へ(当日必着)

〒470-2192(住所不要) 建設部都市計画課

☎84-6422

✉toshikei@town.aichi-higashiura.lg.jp

※申込書は都市計画課、各地区コミュニティセンターで配布または町ホームページからダウンロード可

●問い合わせ 都市計画課 内線332